

2023(令和5)年2月22日

第18回「竹島の日」記念特別展示

李承晩ラインと竹島問題

はじめに

1952年1月18日、韓国初代大統領 李承晩によって「海洋主権宣言」（いわゆる「李承晩ライン宣言」）が発せられました。

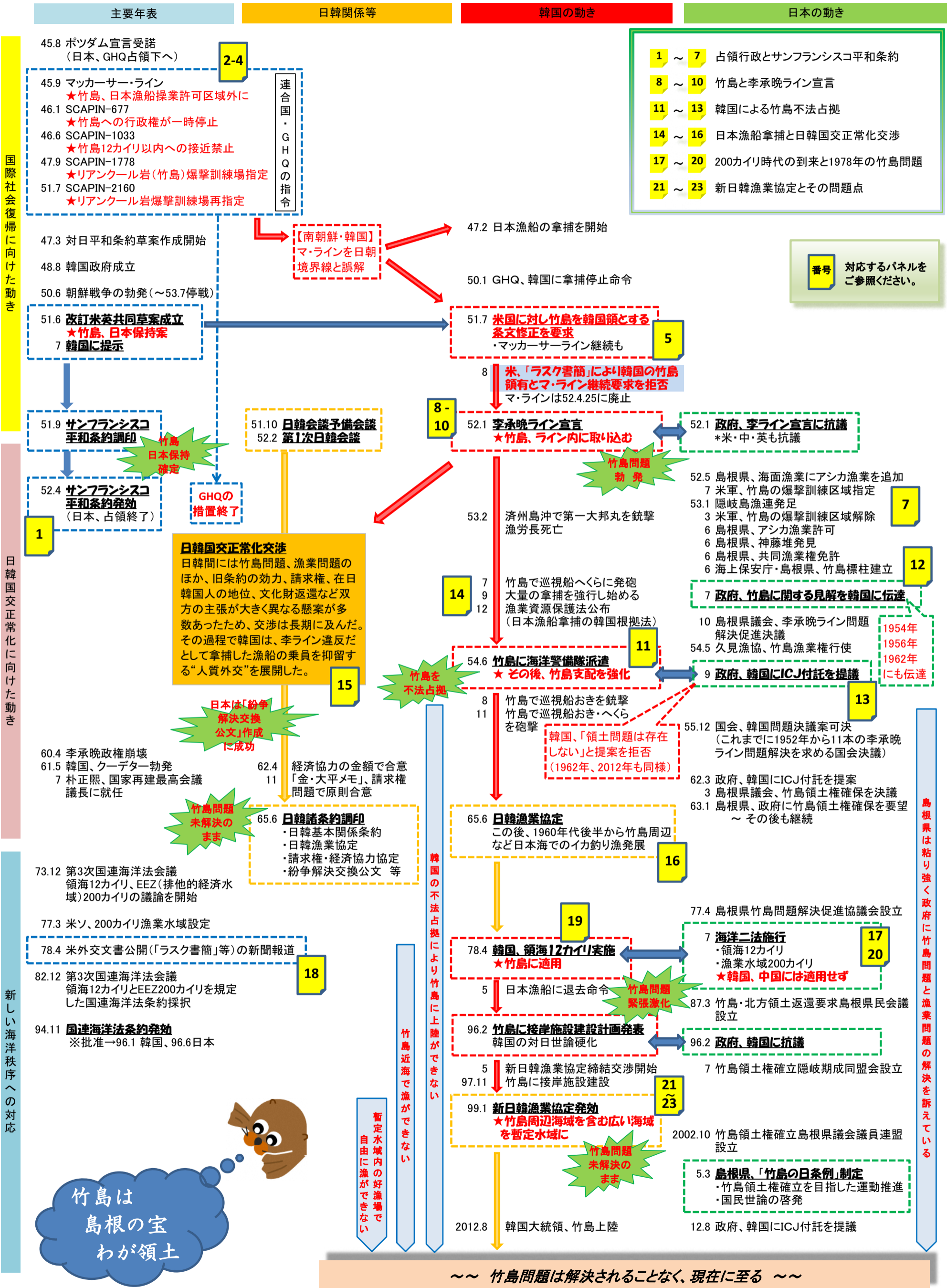
竹島問題は、韓国が李承晩ライン内に竹島を取り込んだことに端を発します。宣言から既に70年以上が経過しますが、韓国は竹島の不法占拠を続け、問題が未解決のまま現在に至っています。

李承晩ラインの設定は、占領下の漁業許可区域マッカーサーラインや、連合国・日本間のサンフランシスコ平和条約と関係があり、また、日韓国交正常化交渉に影を落としました。そして、今も竹島問題や漁業問題の形で尾を引いているのです。

今回の特別展示では、李承晩ライン設定の背景や宣言の不当性、島根県内の動き、それに日韓国交正常化交渉や漁業問題などその後の日本に与えた影響について考えてみます。

2023（令和5）年 1月 25日 島根県竹島資料室

関連年表 「李承晩ラインと竹島問題」



サンフランシスコ平和条約とは

第二次世界大戦の終戦後、日本政府の統治権は、連合国最高司令官の制限の下に置かれた。日本・連合国間の戦争状態を法的に終了させたのがサンフランシスコ平和条約であり、同条約ではポツダム宣言にいう日本の領域の設定も行われた。

この平和条約締結の過程で「竹島」がどのように扱われたのか、そして条約締結が李承晩ライン宣言にどう影響したか、について読み解いていく。

○条約の内容

- ①戦争状態の終了 ②朝鮮・台湾・千島列島等に対する領土権放棄 ③安全保障 ④賠償
- ⑤対連合国請求権の放棄 など

○調印：1951年9月8日 発効：1952年4月28日

○条約当事国：日本、連合国45カ国

※当事国以外の主な国

- 中国 政府が分裂し、会議に招請されず
- ソ連 会議に出席したが、条約に署名せず
- 韓国 参加を希望したが、連合国でなく認められず

終戦に際して日本が受諾したポツダム宣言第8項

「カイロ宣言の条項は履行せらるべく、日本の主権は、本州、北海道、九州及び四国並びに吾らの決定する諸小島に極限せらるべし」

を踏まえ、定められた条項。

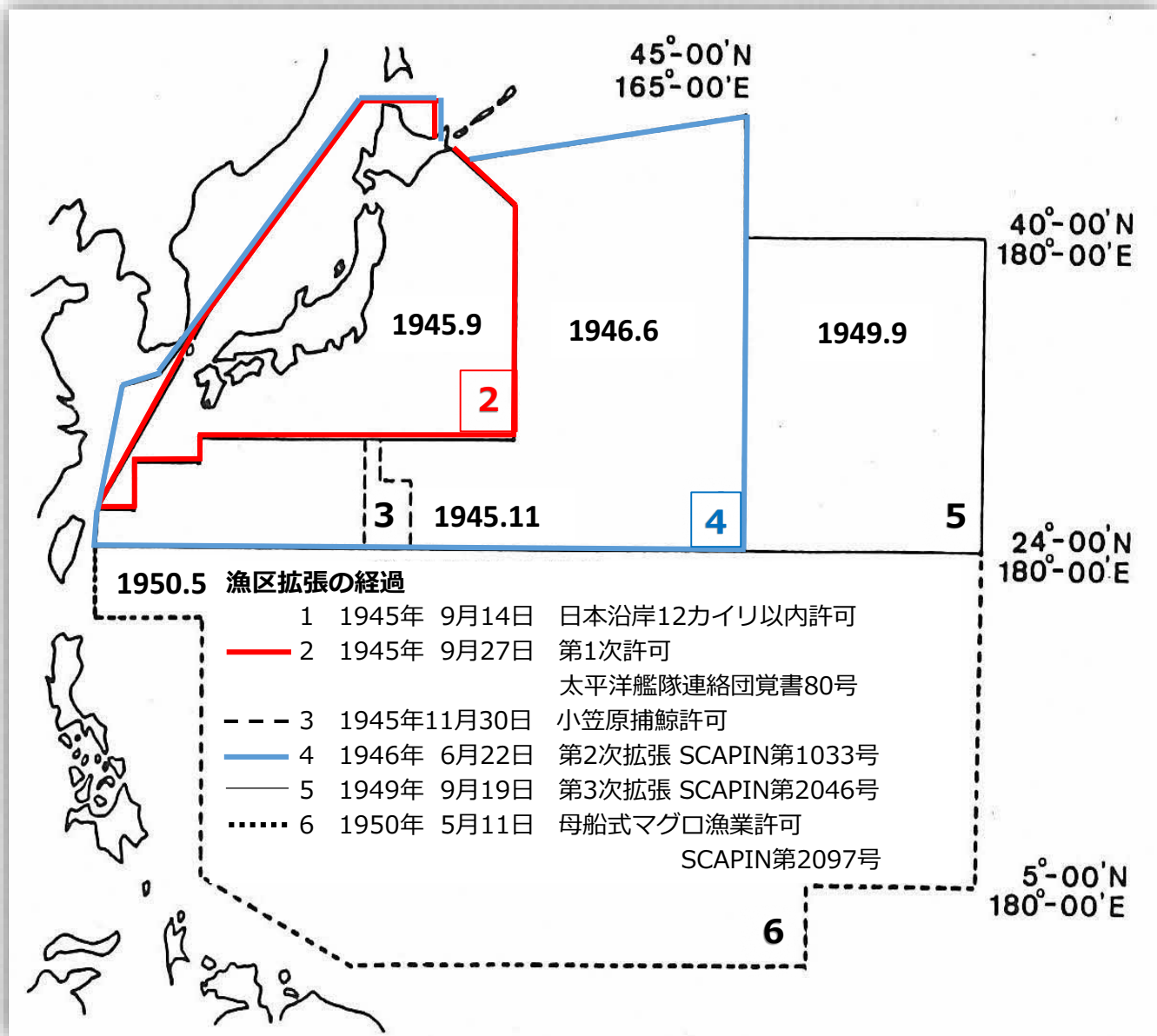
1951.9.9 朝日新聞



第2次世界大戦後、日本は連合国の占領下に置かれた。

連合国軍の日本進駐に際して、日本船舶の移動が全面的に停止されたが、その後一定の範囲の水域につき漁船の運航が可能となる。この水域を画する線をマッカーサーラインと呼び、日本漁船の操業限界線を意味する。

食料供給の必要性を訴える日本政府の要請もあって、操業許可水域は数次にわたって拡張されるが、ラインが1952年4月に廃止されるまで、竹島はラインの外に置かれた。



当時の韓国漁業は日本に比べて立ち遅れていたため、韓国はマッカーサーラインが廃止され、優秀な日本漁船が朝鮮半島周辺で操業することを恐れた。そのため、韓国は平和条約にマッカーサーラインの継続を盛り込むよう米国に要求した。マッカーサーラインはあくまでも占領下における暫定的な措置だったからである。

連合軍司令部 (GHQ) の竹島の扱い

日本を間接統治するGHQは、占領下の日本政府に対して数々の指令 (SCAPIN) を発した。ここで、竹島に関するものを取り上げる。

SCAPIN第677号「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに 関する覚書」(1946. 1. 29) では、「日本の範囲から除かれる地域」の なかに「a鬱陵島、竹島、濟州島」を 掲げていた。

また、**SCAPIN第1033号**「日本の漁業 及び捕鯨業に許可された区域に 関する覚書」(1946. 6. 22) では、竹島を マッカーサーライン外に置くととも に、「日本の船舶及び乗員は…竹島 から12マイル以内に近づいては ならない、又この島とは一切接触しては ならない」と規定していた。

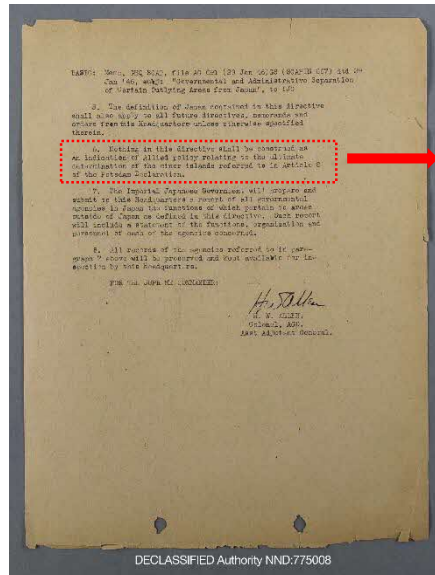
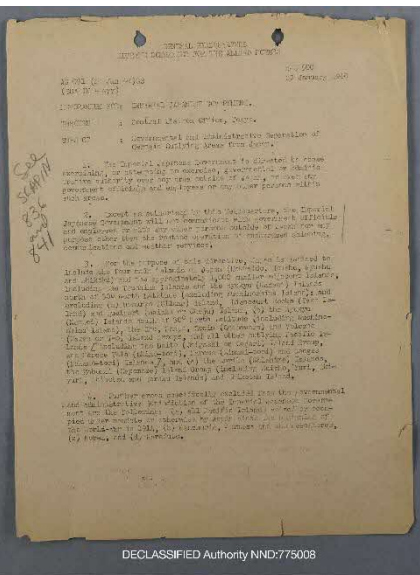
韓国はこれらの指令によって「竹島は日 本領ではなくなった」と主張するが、いず れの指令も日本の領土の決定と関係がない 旨が規定されており、領土の決定は平和条 約の中で行われるべきものとされていた。

SCAPIN第677号

「この指令中の条項はいずれも、ポツダム 宣言第8項の諸小島の最終決定に関する連 合国側の政策を示すものと解釈してはなら ない」(第6項)

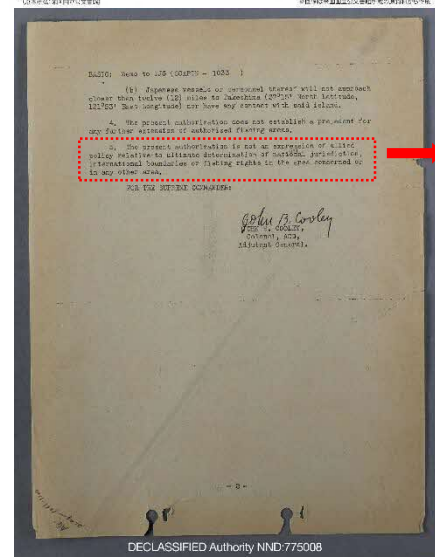
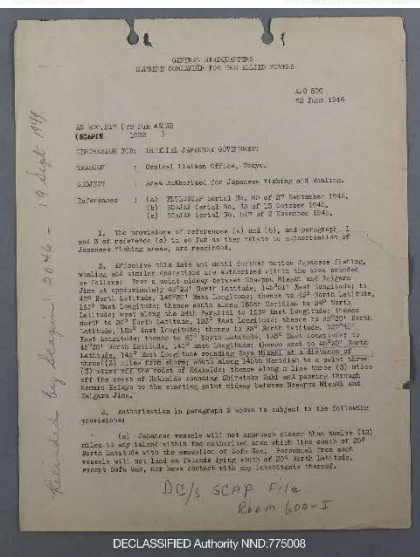
SCAPIN第1033号

「日本国家の管轄権、国際国境線又は漁業 権についての最終決定に関する連合国側の 政策の表明ではない」(第5項)



6. Nothing in this directive shall be construed as an indication of Allied policy relating to the ultimate determination of the minor islands referred to in Article 8 of the Potsdam Declaration.

SCAPIN第677号 (内閣官房領土・主権 対策企画調整室「竹島資料ポータルサ イト」)



5. The present authorization is not an expression of allied policy relative to ultimate determination of national jurisdiction, international boundaries or fishing rights in the area concerned or in any other area.

SCAPIN第1033号 (内閣官房領土・ 主権対策企画調整室「竹島資料ポ ータルサイト」)

竹島の爆撃演習地指定

占領期

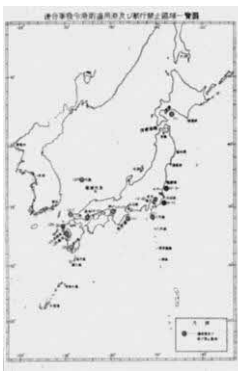
GHQは竹島を米軍爆撃訓練区域として指定し、日本政府に指令した。

連合国最高司令官総司令部からの指令

1947年9月16日付SCAPIN - 1778 「リアンクール岩爆撃訓練場」

1951年7月6日付SCAPIN - 2160 「リアンクール岩（竹島）爆撃訓練場」再指定

隠岐列島北西方竹島爆撃演習場設定 竹島が爆撃演習場に指定されたことを演習開始前に一般住民に告示



第22 隠岐列島北西方竹島爆撃演習場設定 昭和22年9月16日

連合軍最高司令部発令

1. 隠岐列島北西方85マイルの竹島 (37° 15' N. 131° 50' E. 概位) は爆撃演習場として指定した。
2. 隠岐列島及北緯38度以南の本州北西岸各港の住民に対しては演習開始前に軍政部を通じ日本の地方官公署を経て一般住民に告示する。

※出典: 『水路誌附録 第2巻 追補 (連合軍発令航行諸規則集)』 (国立国会図書館ウェブサイト <https://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/1150764>)

占領終了後

1952年4月、占領終了（日本の主権回復）後は、サンフランシスコ平和条約と同時に締結された日米安保条約・行政協定に基づき、同年7月、「施設及び区域」の日本から米軍への提供という形で、竹島が爆撃訓練区域に再度指定された。竹島の施設・区域としての提供は、竹島が日本の領土であることを前提にしたものである。竹島の爆撃訓練区域指定はその後、竹島および周辺海域における漁業再開を求める島根県の要請もあり、1953年3月に解除された。解除は同年4月4日付け外務省国際協力局長名の文書「島根県所在竹島爆撃訓練区域廃止に関する件」の写が島根県知事に送付された。

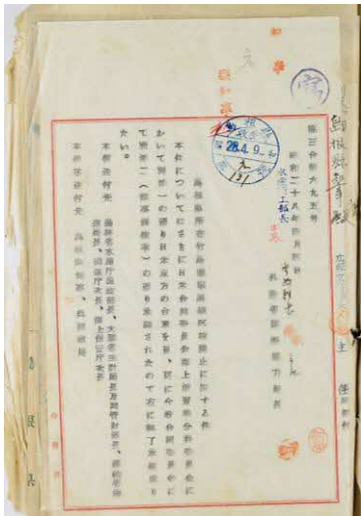
これをうけ、島根県では竹島出漁に向けた動きが加速していく。

爆撃訓練区域指定解除の通知 1953年4月4日付

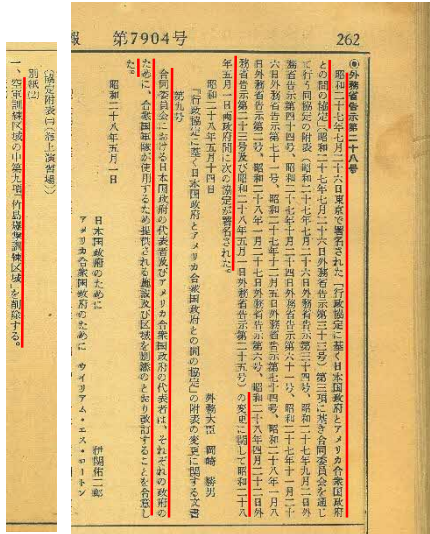
島根県所在竹島爆撃訓練区域廃止に関する件

外務省が爆撃訓練区域から削除した旨を告示 同年5月14日付

外務省告示第28号



協三合第六九五号
昭和二十八年四月四日
外務省国際協力局長
島根県所在竹島爆撃訓練区域廃止に関する件
本件についてはさきに日米合同委員会海上演習場分科委員会において別添(一)の通り日米双方の合意を見、更に今般合同委員会にて別添(二)(議事録抜萃)の通り承認されたので右に御了承成りたい。
本信送付先 農林省水産庁漁政課長、大蔵省主計局長及同室財政部長、運輸省海運局長、調達庁次長、海上保安庁次長
本信写送付先 島根県知事、呉調達局



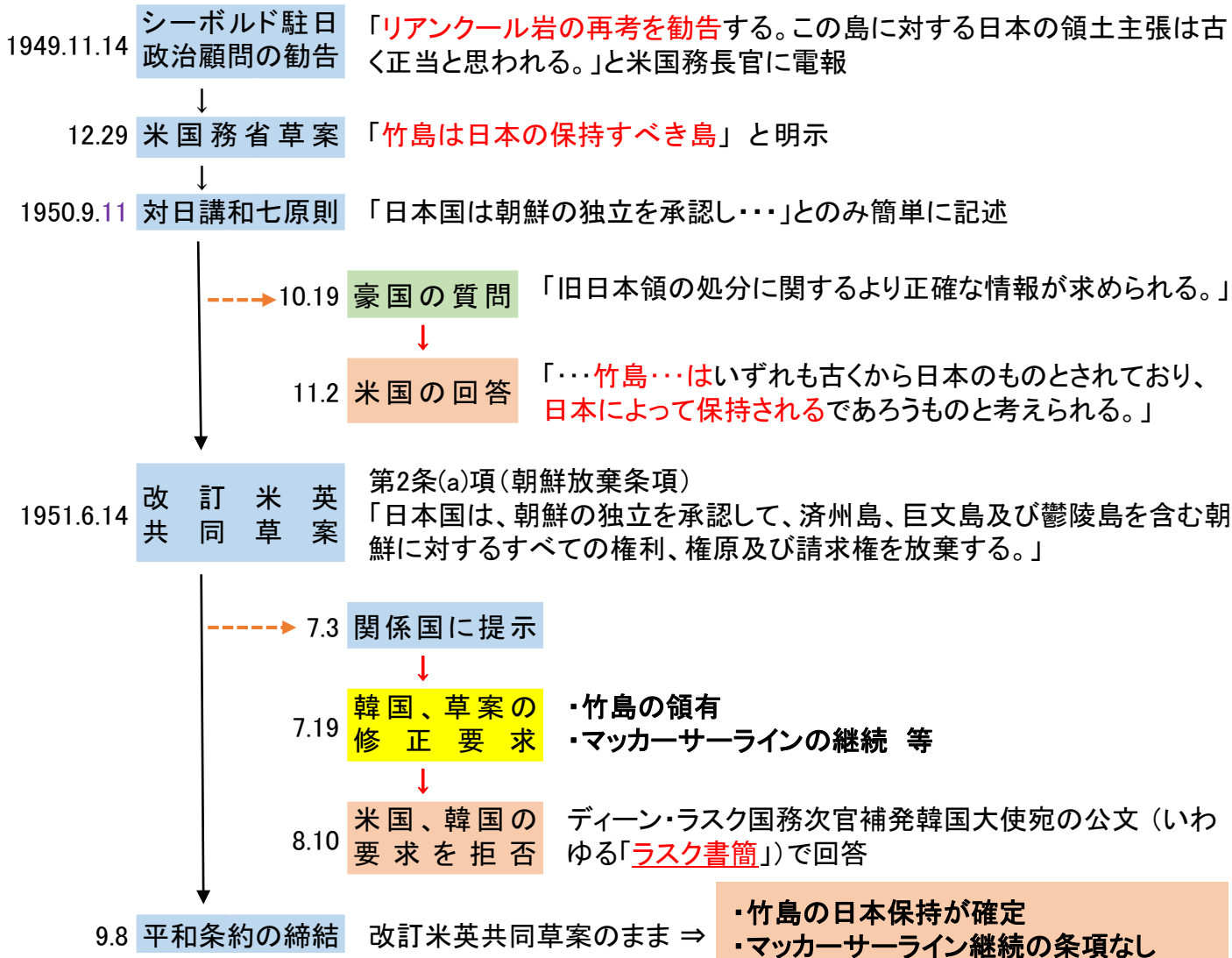
出典: 『昭和二十六年年度 渉外関係綴』(島根県竹島資料室所蔵)

出典: 『官報』第7904号 (1953年5月14日) (島根県所蔵)

平和条約の発効により日本は主権を回復することになる。条約には日本の領土に関する規定も含まれており、条約の起草過程で竹島がどのように扱われ、最終的にどう確定したのかがポイントである。

最初に草案づくりに当たったのは、アメリカである。アメリカの政府部内では、初期の段階で竹島を朝鮮に含めていたが、1949年12月の草案以降では日本の保持すべき島として扱った。

平和条約の調印に至る経緯



- 竹島について「我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決していない。1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある。かつて朝鮮によって領有権の主張がなされたとは思われない。」
 - マッカーサーラインの継続については受け入れることはできない。「いわゆるマッカーサーラインは条約が発効するまで有効であり、(略)韓国は、その発効日までに日本と漁業協定を協議する機会を得られる点は指摘しておきたい。」と日本との話し合いを求める
- として韓国を拒否

マッカーサーライン設定により、竹島の状況は知ることができなかったが、実際は渡航した人たちがいた。

第3 伊勢丸の渡航

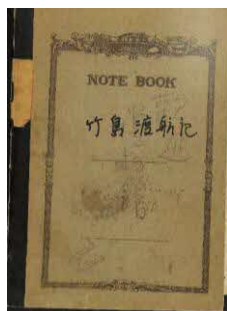
1951（昭和26）年9月4日の『島根新聞』に、「竹島で韓国人？目撃 隠岐の漂流漁民が証言」という記事が掲載されたことで関係者に反響を巻き起こし、同年9月8日付け『島根新聞』に「確かにいた 韓国人 漂流者に聞く 隠岐竹島の真相 日本語で身の上話も」という見出しの記事が掲載された。

船長の浜田正太郎氏の証言（1951年9月8日付『島根新聞』より）

「第三伊勢丸に私のほか三人が乗組み浜田港を根拠地としてイワシ網をしていた四月末から五月初めのころであった。江津沖で操業中、機関に故障を生じたため漂流し、同夜から翌日昼ごろまでかかってやっと修理が出来上ったころ竹島に接近していた。海中にはアシカが泳いでいた。みると海上には出雲船の格好をした手こぎ舟が十五、六隻、たくましい漁師二人ずつが乗ってワカメをとっていた。いずれも日本語が通じ鬱陵島からきた韓国人でこの中には元隠岐の浦郷にいたものもいるとのことであった。…五、六年前私がアシカとりに行ったとき東の島に家を建て、当時はここ一軒だけであった…。自分が建てた家が懐しく、どうなっているのか見たかったが…」

この浜田正太郎氏の漂流について、1950年より島根県職員であった田村清三郎氏は著書『島根県竹島の新研究』（1965年）に、「この伊勢丸の漂着というのは、当時未だマッカーサー・ラインが存在したためであって、事実上、竹島の調査を目的として赴いたものであった。」と記している。

鳥取県立境高校水産科実習船「朝凧丸」（16トン）の渡航



1951（昭和26）年11月13日、実習船「朝凧丸」で水産科の関係者4名と朝日新聞社の記者とカメラマンの総勢6名が竹島を目指して出航した。『竹島渡航記』は当時同校の教諭であった吉岡博氏が当時の様子を記録したものである。

11月13日午後1時、16トンの朝凧丸で境港を出発し、巡視船「すずつき」から教わった方角に船を進めると、翌朝9時15分竹島より西の鬱陵島が見えてきた。あわててコンパスで方角を修正し、午後3時30分竹島に無事到着した。



東島には島の縦、横を貫通している大きな洞窟があり、この洞窟内にはアシカの姿が見られ、数にして100頭前後は居るように思えた。対馬暖流の栄養塩やプランクトンによってイワシ、ブリ、サバ、イカ等が多く集まり、また海底からの湧昇流によってコンブ、ワカメが繁茂していることが実感出来た。



吉岡氏は、竹島へはかなり継続的に朝鮮の人達が水産物を求めて渡っていた形跡があり、「このまま放置してをくならば、やがて彼らが一切の権利の所有を主張し日本人の立入を禁止し竹島を自国領土と宣言するに至るであらう…一刻も早く適切なる処置をとって日本漁民の出漁出来る事を願ふものである」と、最後に記している。

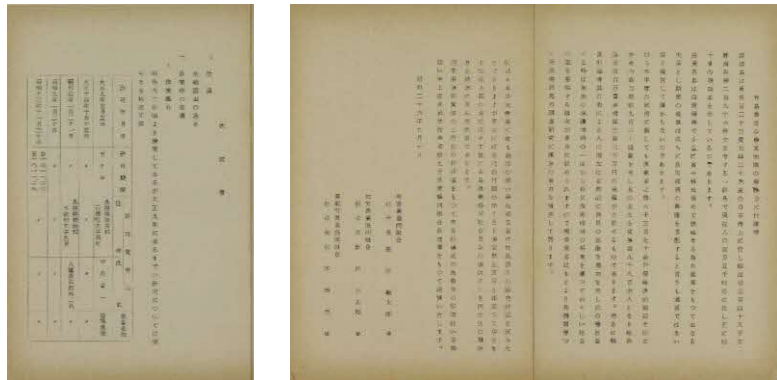


日本人漁業者が戦前に建てた小屋の残骸か。

竹島出漁に向けた動き

日本が連合国の占領下にあった時期、竹島は日本の行政権行使が停止され、日本漁船および乗組員は竹島への接近・接触を禁止された。また、竹島は米軍の爆撃訓練場に指定され、人が近づくことは危険であった。このような状況の下、戦前にアシカ漁の許可を得ていた隠岐の漁業者は、竹島での漁業再開を強く求めた。

陳情書「竹島漁区の操業制限の解除方に付陳情」



※竹島資料室所蔵

1951（昭和26）年5月10日付、隠岐の23の漁業組合が連名で作成した陳情書。漁業者による戦前の竹島での漁業実績が記載され、その実態が反映されている。また添付された「状況書」には「漁業権の変遷」も記され、竹島において継続的に行政権が行使されてきたことが示されている。

竹島に関する漁業行政

1951（昭和26）年9月8日にサンフランシスコ平和条約が調印されると、日本に制限を課していた個々の事項の見直しが始まった。マッカーサーラインは、翌1952年（昭和27年）4月28日の平和条約の発効に先立って廃止された。

日本の主権回復後、日米安保条約の下で竹島は改めて爆撃訓練区域として提供されていたが、1953（昭和28）年5月に爆撃訓練区域から削除した旨の外務省告示がなされた。島根県は、同年6月18日付で隠岐島漁業協同組合連合会（同年1月25日発足）に竹島での共同漁業権を免許し、竹島でのアシカ猟については隠岐在住の漁業者（橋岡忠重、八幡数馬、池田邦幸）に許可した（同年6月10日付）。

島根県による漁業規則・漁業調整規則改正 マ・ライン設定後

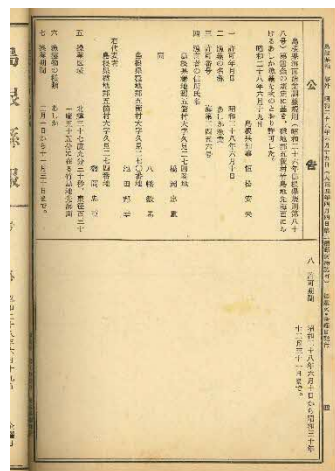
・1946（昭和21）年7月26日県令第49号で島根県漁業規則から竹島とその海驢漁業に関する項目を削除。

マ・ライン廃止後

・1952年5月16日島根県規則第29号をもって島根県海面漁業調整規則（1951（昭和26）年8月29日島根県規則第88号）の一部を改正、「第四条、漁業の許可」に「十五あしか漁業（ぼく殺、銃殺を含む）」を追加、あしか漁業を知事の許可漁業とした。

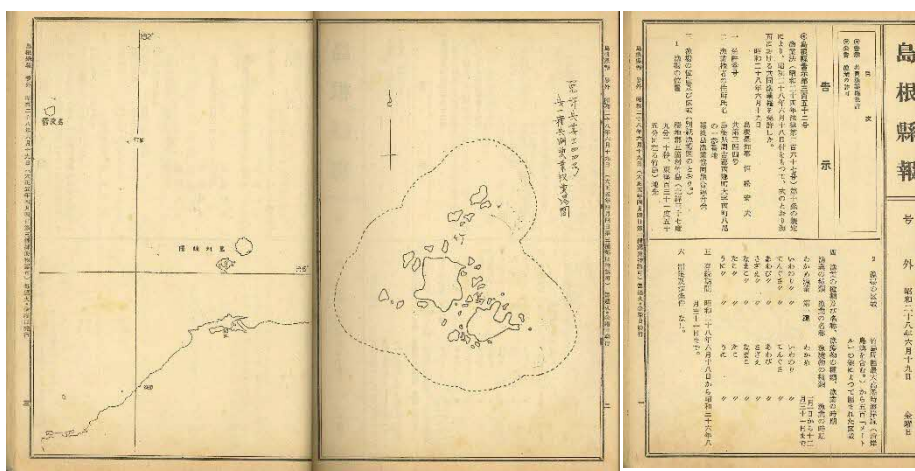
あしか漁業の許可

公告 1953（昭和28）年6月19日
（穩地郡五箇村竹島地先海面におけるあしか漁業の許可について）



共同漁業権免許

島根県告示第352号 1953（昭和28）年6月19日
（穩地郡五箇村竹島地先海面における共同漁業権免許を隠岐島漁業協同組合連合会（1953年1月25日結成）に免許）



宣言の背景

サンフランシスコ平和条約が1951年9月に調印されたことを受けて日韓国交正常化に向けて10月から行われた日韓会談予備会談では、平和条約にしたがって第1次会談で漁業問題を協議することが決められていた。

ところが韓国はそれを無視して、第1次会談開催一カ月前の1952年1月18日、朝鮮半島周辺の好漁場から一方的に日本漁船を締め出す、李承晩ライン宣言を行った。

宣言の不当性

李承晩ライン宣言には、「隣接海洋に対する主権に関する宣言」という正式名称が示すように、広大な公海に主権を行使しようとした（その水域の東端に竹島があった）ことと、資源調査もせず一方的に外国漁船を排除しようとしたことという二つの問題があった。

当時の主要な国々の領海は距岸3カイリ（約5.6km）だった。また、沿岸国による領海に隣接する公海での漁業資源保護のための規制は関係国と協議せねばならないという国際的な常識に反していた。

宣言の経緯

1951. 9. 8 平和条約調印
⇒竹島の日本保持が確定。
マッカーサーラインの継続は認められず。



1952. 2. 15 日韓会談第一次会談開始
⇒国交正常化交渉がスタート。
4. 25 マッカーサーライン廃止
⇒李承晩ラインはマ・ラインを根拠とするという主張は成り立たない。
4. 28 平和条約発効
⇒日本の主権が回復。



李承晩ライン宣言 (1952.1.18)

マッカーサーライン継続と竹島への領土要求という、平和条約作成過程で受け入れられなかった要求を、一方的な宣言で実現しようとしたきわめて非常識なもの。

日本への影響

- 1965年の日韓国交正常化まで日本漁船拿捕は続く。拿捕は濟州島周辺の以西底曳網漁業・旋網漁業・サバ釣り・延縄漁業などの漁場が中心。この漁場は韓国にとって将来有望な好漁場だった。
- 竹島に関しては、1953年7月に日本の巡視船への発砲事件、1954年夏には韓国海洋警察隊の派遣・常駐が行われて不法占拠が強行されていった。

国際的な常識を無視して一方的な宣言を行った韓国に対し、日本をはじめ米・英・中華民国は抗議を行った。各国の抗議は、主として広大な水域に韓国が主権を宣言したことに対するもので、韓国は対応に苦慮しその主張を変化させていった。

各国の抗議		韓国の反論・弁明（発信者）
1952. 1. 28 日本	⇔	1952. 2. 12 駐日代表部
1952. 2. 11 米国	⇔	1952. 2. 13 外務部長官
1952. 6. 11 中華民国	⇔	1952. 6. 26 外務部次官
1953. 1. 12 英国	⇔	1953. 1. 28 外務部長官代理

参考

「日韓会談に関する韓国側公開文書（「平和線宣布と関連する諸問題 1953-55）」

■ 米国の抗議

米国の抗議は主権の主張を強く否定し、領海の外側の公海での漁業に対する規制は科学的根拠と関係国との合意に基づかねばならないというもので、韓国の主張を完全に否定していた。

他の諸国の抗議への回答が2週間後だったのに対して米国への回答はわずか2日後であり、駐韓米国大使がその回答を意味不明と酷評したのは、韓国が米国の抗議への対応に追われたことを物語っている。

■ 韓国の主張の変化

米国の抗議

李承晩ライン宣言を認めれば「どんな国でも宣言によって公海を領海に転換できる」と懸念を示す。

「主権」の主張撤回

韓国は、「『主権』は完全な意味で用いられたものではない。その語句は『管轄権と管理』と言い換えることができる」と主張。

⇒韓国は主権を撤回し、漁業管轄権の合法性を強調。

※「漁業管轄権」（ある水域の漁業資源を沿岸国が管理できる権利）が国際的に認められるのは1960年代。

「漁業管轄権」の主張にも反論

日本政府は1952年1月28日付で「長年国際社会に確立されている公海自由原則を破壊する」と韓国政府に抗議。また、日韓会談で、韓国の漁業管轄権は一方的で不当、かつ科学的根拠に基づくものでないと論駁。

「平和線」の登場

「主権」の主張を否定され、「漁業管轄権」も論駁され、追い詰められた韓国は「二国間の平和的關係を維持するためには、それぞれの国家がその内側で水産開発を行う境界線が必要」として、李承晩ラインを「平和線」と呼ぶことにした（1953. 9. 11公式使用）。

李承晩ライン宣言の波紋 (当時の新聞より)

水産省は、李承晩ラインの宣言は、日本の水産資源に重大な影響を及ぼすとして、強く反発した。新聞紙上では「宣言は違法行為」や「奇奇怪怪な見出し」などと見出しがつけられ、この問題は日本国内で大きく取り上げられた。

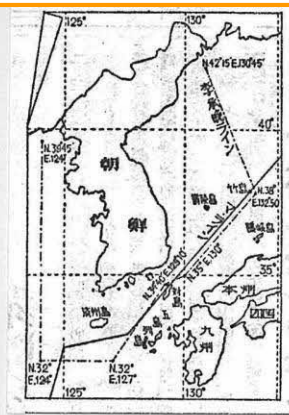
李承晩ラインを宣言

韓国側、領海の拡張を主張

二十四日外務省が入手した露田二七四号の領海宣言は、水産物等の保護を以て同国領に主権を主張するものである。これは、李承晩大韓民国の宣言に、東海、西海、南海、東南海等の出漁、南はマクサーラインよりさらに日本寄りの水域に「李承晩ライン」の設置を宣言した。

宣言は違法行為

韓国のこの宣言は、領海宣言の要件を欠き、違法行為である。他国船舶の自由航行権を認め、他国船舶の出漁を禁止するものではない。韓国政府の許可を条件に、有償で出漁を許す旨の宣言があるかも知れない。この宣言は、海軍の精鋭に於て修正するべきである。日韓漁業協定を前提として、一種の取引から出されたものである。



見られるが、韓国側がこの海域を公海における日本船舶の出漁を禁止するが、この海域は、東海、西海、南海、東南海等の出漁、南はマクサーラインよりさらに日本寄りの水域に「李承晩ライン」の設置を宣言した。この海域は、海軍の精鋭に於て修正するべきである。日韓漁業協定を前提として、一種の取引から出されたものである。

重要な漁場

李承晩ラインは、重要な漁場である。この海域は、海軍の精鋭に於て修正するべきである。日韓漁業協定を前提として、一種の取引から出されたものである。

1952. 1. 29 朝日新聞

李ラインに反論

外務省 韓国代表に口上書

外務省は十八日駐日韓国代表部に対し、十九日李承晩韓領宣言に反論した。李ラインの宣言は、公海自由の原則を侵すものであり、日本政府はこれを認めない。また韓国は右の宣言を竹島に適用しない。

1952. 1. 25朝日新聞

竹島中心沖合漁業へ

マ・ラインの撤廃後

藤田水産部長は十七日の衆議院本会議で清水議員が発言したマ・ライン撤廃後の漁業の将来の方針について答えた。マ・ラインの撤廃後は、竹島を中心とした漁業が中心となる。これは、領海宣言の要件を欠き、違法行為である。他国船舶の自由航行権を認め、他国船舶の出漁を禁止するものではない。韓国政府の許可を条件に、有償で出漁を許す旨の宣言があるかも知れない。この宣言は、海軍の精鋭に於て修正するべきである。日韓漁業協定を前提として、一種の取引から出されたものである。

1952. 3. 18島根新聞

1952. 1. 26 島根新聞

奇怪な李宣言

絶対反対 水産業界に大反響

李承晩大韓民国が十九日発表した「海」というのが、これによれば当然、日本水産業者は同線以西の操業は禁止されている。この宣言は、領海宣言の要件を欠き、違法行為である。他国船舶の自由航行権を認め、他国船舶の出漁を禁止するものではない。韓国政府の許可を条件に、有償で出漁を許す旨の宣言があるかも知れない。この宣言は、海軍の精鋭に於て修正するべきである。日韓漁業協定を前提として、一種の取引から出されたものである。

実効支配の証拠にならない不法占拠

韓国政府の広報資料は「現在、大韓民国は独島に対して立法・行政・司法的に確固たる領土主権を行使しています」とし、次のような例を挙げている。

1. 警察が駐在して独島を警備している
2. 韓国軍が独島の領海と領空を守っている
3. 各種法令が独島に適用されている
4. 灯台などさまざまな施設を設置・運営している
5. 韓国の住民が独島に居住している

しかし、韓国は竹島を何らの根拠もなく実力で占拠し、既成事実を積み重ねているにすぎない。

国際法上、クリティカルデイト（証拠許容期日）という概念がある。これは領有権紛争が政府間で顕在化（発生）した時点で、紛争当事国のいずれの領土であったかを判定する趣旨で、紛争発生後に当事国が新規に始めたこと、自国の立場を改善するためにことさら執った措置は、領有権の判定に際しての実効的占有の証拠にならないというものである。

竹島をめぐる領有権紛争が顕在化した時点としては、二つの節目が挙げられる。

- ①1952年1月18日に韓国が李承晩ラインを引いて竹島をライン内に取り込んだことに対し、日本が同月28日に抗議した時点。
- ②韓国政府が同年2月12日に日本政府の抗議に反駁し、明確に領有権を主張した時点。

これら二つの時点以降に実行されたことは、領土占有の証拠にはならない。

（参考：「Q42」『竹島問題100問100答』ワック、2014年）

竹島不法占拠とニホンアシカ

韓国の不法占拠時（1954年）には200頭から500頭が生息していたが、1970年代半ばを最後に有力な目撃情報は途絶えている。

（参考：「Q11」『竹島問題100問100答』ワック、2014年）

韓国は、戦前の日本人の竹島におけるアシカ猟の写真を、出自や入手経路を明示することなく、放送番組や教科書において「日本人の乱獲によって絶滅した」という主旨の資料映像として利用している。

ニホンアシカの絶滅は1900年代初頭の狩猟圧が影響していることは否めない。しかし、竹島が韓国によって不法占拠されていた1953年には、500頭のアシカがいて、食用にもしていたという報告もあり、この時点で適切な保護策がとられていたら、絶滅には至らなかった。「アシカを絶滅させたのは日本人」というプロパガンダには難がある。

（参考：井上貴央「1965年の朝日放送番組「リャンコー竹島と老人の記録」と『橋岡アルバム』—竹島アシカ猟写真の拡散の検証」『島嶼研究ジャーナル』第12巻1号（2022年10月））



※2008年頃 個人撮影

韓国は独島天然保護区域を天然記念物第336号に指定（1982年）して保護しているそうですが、1997年には接岸施設を建設し日本の反発を招いています。はたして竹島の自然環境は守られているのでしょうか。



李承晩ラインに抗議 日韓間で竹島の領有権をめぐる応酬のはじまり

1952年1月28日、韓国が李承晩ライン内に竹島を取り込んだことに対して日本政府は直ちに抗議。

「韓国は竹島として知られる日本海の小島に領土権を主張しているかのように見えるが、日本国政府は韓国のかかる僭称または要求を認めるものではない」

以降、日韓間で応酬が行われ、1965年までに、日本側より三十数回、韓国側より二十数回の抗議が行われた。1953（昭和28）年から1962（昭和37）年にかけては、自国の竹島領有権主張の根拠を詳しく記した見解が交換された。

	日本政府		韓国政府	
第1回見解往復	1953. 7. 13	竹島に関する日本政府の見解（第1回）を送付。	1953. 9. 9	竹島に関する韓国政府の見解（第1回）を送付。
第2回見解往復	1954. 2. 10	竹島に関する日本政府の見解（第2回）を送付。	1954. 9. 25	竹島に関する韓国政府の見解（第2回）を送付。
国際司法裁判所への付託提議・拒否	1954. 9. 25	竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案。	1954. 10. 28	竹島問題の国際司法裁判所への付託を拒否。
第3回見解往復	1956. 9. 20	竹島に関する日本政府の見解（第3回）を送付。	1959. 1. 7	竹島に関する韓国政府の見解（第3回）を送付。
第4回見解（日本政府のみ）	1962. 7. 13	竹島に関する日本政府の見解（第4回）を送付。	1965. 12. 17	竹島に関する韓国政府の見解（第4回）はなく口上書のみ。

竹島周辺での緊張の激化

年	月日	事項
1953	5. 28	島根県水産試験場所属試験船「島根丸」が調査。韓国人の竹島での漁労を確認。
	6. 25	隠岐高校水産練習船「おとり丸」が調査、韓国人の竹島での漁労を目撃。
	6. 27	島根県と海上保安部が合同で調査、巡視船「くずりゅう」と「おき」で上陸、日本の領土標識を建て、漁労していた韓国人に退去を勧告。
	7. 12	海上保安部巡視船「へくら」が銃撃された。
	8. 3	海上保安部巡視船「へくら」が巡視、領土標識が撤去されていることを発見。8月上旬に再建した。
	9. 23	鳥取県水産試験船「だいせん」が標識が撤去されているのを確認した。
	10. 6	海上保安部巡視船「へくら」が巡視、撤去されていた領土標識を再建した（東島・西島に各一本）。
	10. 23	海上保安部巡視船「ながら」と「のしろ」が哨戒、韓国の設置した標石を撤去し、韓国によって撤去されていた日本の領土標識を再建した。
1954	3. 23	島根県水産試験場所属試験船「島根丸」が上陸して調査。
	5. 3	隠岐の久見漁業協同組合が巡視船に警護されて竹島で試験操業を行う。
	6. 11	韓国は竹島に海洋警察隊急派、9. 2には常駐決定。
	8. 23	海上保安部巡視船「おき」が銃撃された。
	11. 2	海上保安部巡視船「へくら」「おき」砲撃を受ける。

1953. 5. 28

調査に向かう島根丸



鯖延縄漁業試験、竹島南方10哩附近

1953. 6. 27



1954. 5. 3



日本による「国際司法裁判所（ICJ）への付託提議」1954年9月25日

韓国側は拒否

1954年10月28日

理由

……紛争を国際司法裁判所に付託するという日本政府の提案は、司法的な仮装で虚偽の主張をするまた一つの企てに過ぎない。韓国は、独島に対して始めから領土権を持っており、この権利に対する確認を国際司法裁判所に求めなければならない理由は認められない。……

……独島は日本の侵略の犠牲となった最初の韓国領土であった。……

Q 「韓国の領有権は自明だから裁判で証明する必要はない」という主張は正しいか。

A 自国が領有権を持っているからICJでその権利を証明しなければならない理由が何一つない、という主張は国際社会では通らない。1954年のICJ付託提議拒否に至る経緯（平和条約草案起草者であるアメリカとの交渉で得られなかったことを李承晩ライン設定という一方的な行為で実現しようとし、竹島領有根拠に関する政府間の見解往復が始まると、武装要員を派遣して日本の巡視船を銃撃・占拠するに至った）からすれば、“いまや島を占拠したので領有権を持っていることの証明は必要ない、占拠を継続すればよいだけである”というように聞こえる。さらに「領土紛争は存在しない」とも述べたが、紛争の存否は客観的に判定されるものであり、紛争当事国の一方が「存在しない」と言えば紛争がなくなるわけではない。

（参考：「Q41」『竹島問題100問100答』ワック、2014年）



国際司法裁判所
（島根県竹島資料室蔵）

日本は1954年9月をはじめ、1962年、2012年8月にも韓国に対して、領有権問題のICJへの付託を提案したが、韓国はこれを拒否した。

日本のICJへの付託提案に対する韓国の姿勢

「独島は日本の韓国侵略の最初の犠牲物だ。解放とともに独島はふたたび我々の胸に抱かれた。独島は韓国の独立の象徴だ。日本が独島の奪取を企むことは再侵略を意味するのだ。」2011年8月12日、韓国の金星煥外交通商部長官は1954年10月28日付の韓国外務部長官だった卞榮泰による「竹島問題の国際司法裁判所への付託を拒否」をこのように引用して、「わが政府の立場は何一つ変わっていない」と述べた（2011年8月15日付『中央日報』）。

上記引用文のうち「解放とともに独島はふたたび我々の胸に抱かれた」は実はこの時ではなく、卞榮泰が1962年2月8日付『韓国日報』に寄せた「独島問題に関して」の一節である。日韓国交正常化交渉の進展が期待され、竹島問題に関心が高まったことに刺激されて卞榮泰が書いたものである。1905年の編入以前に朝鮮半島にあった政府が竹島を統治していた証拠はないためこれらの主張は成り立たないが、それにもかかわらず、韓国政府はことあるごとに「独島は日本の韓国侵略の最初の犠牲物」という主張を繰り返している。

1947年から1965年の間に拿捕されたわが国漁船は327隻に及び、うち3隻は連行中に沈没し、182隻は没収されたままとなっている。また、乗組員は3,911人が抑留された。船舶拿捕等の直接の被害のほか、拿捕による経営の困難や、働き手を抑留された家族の苦痛など有形無形の損害は大きなものであった。

しかし、李承晩ラインで囲まれた海域は、西日本水産業とくに以西底曳(そこびき)網漁業・旋網(まきあみ)漁業・延縄(はえなわ)漁業、そして機船底曳(そこびき)網漁業などにとってかけがえのない漁場であり、拿捕の危険性はあっても、なお出漁しなければならなかった。

(『海上保安白書 昭和41年版』より)

年	拿捕隻数 (人数)	帰還隻数(人数)		沈没隻数 〔死亡人数〕	未帰還隻数	備考
		A	B			
1947	7(81)	6(81)	6(81)		1	
1948	15(202)	10(202)	2(53)		5	
1949	14(154)	14(151)	14(220)	[3]		
1950	13(165)	13(165)	21(245)			
1951	45(518)	42(518)	42(518)		3	
1952	3(37)	3(37)	3(36)	[1]		講和発効前
1952	7(95)	2(95)	(63)		5	講和発効後
1953	47(585)	2(584)	4(549)	[1]	45	
1954	34(454)	6(453)	6(289)	[1]	28	
1955	30(498)	1(496)	1(39)	[2]	29	
1956	19(235)	3(235)	2(23)	1	15	
1957	12(121)	2(121)	3(70)		10	
1958	9(93)	(93)	(922)		9	
1959	10(100)	2(100)	2(21)		8	
1960	6(52)	(52)	(253)	1	5	
1961	15(152)	11(152)	10(141)		4	
1962	15(116)	4(116)	5(100)		11	
1963	16(147)	13(147)	13(174)		3	
1964	9(99)	7(99)	7(99)	1	1	
1965	1(7)	1(7)	1(7)			
計	327(3911)	142(3903)	142(3903)	3[8]	182	

原註 A: その年に拿捕されたもののうち1965年12月31日までに帰還したものの総数を示す。
B: 拿捕された年次にかかわらずその年中に帰還したものの総数を示す。

韓国被拿捕襲撃図

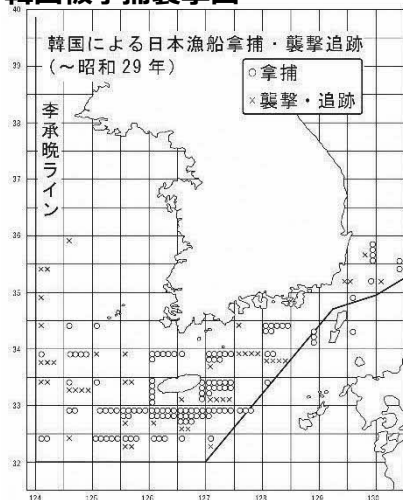


図: 水産庁福岡漁業調整事務所編発行
『以西トロール・機船底曳網漁業現況資料 昭和29年末現在』より

図は1947～54年の事件発生場所を示す。好漁場であった済州島から対馬にかけての水域で日本漁船拿捕は頻発した。この図に示されているのは拿捕位置が明確なもののみである。

●1950年1月、GHQは韓国に対して日本漁船拿捕禁止を求め、日本の漁労活動を制限できるのはGHQだけだと警告した。つまり、韓国政府に日本漁船拿捕の権限はなかった。

●1953年7月27日に朝鮮戦争休戦協定が成立し、国連軍が軍事目的のため前年9月に設定していた朝鮮防衛水域は8月27日に停止された。同年2月に済州島西方で死者が発生する第一大邦丸事件がおきたものの、同水域設定中は6隻と拿捕件数自体は少なかった。しかし、停止後の同年9月以降は多数の拿捕事件が発生した。

●韓国は1953年12月12日に漁業資源保護法を制定、23日に海洋警察隊を創設した。それまでは根拠法や警察機構もなしに日本漁船を拿捕していたのである。1953年から55年までの3か年間に日本漁船のだ捕事件は111件に達した。1954年7月からは、拿捕した日本漁船の船員を刑期が終えても帰国を許さず、釜山の外国人収容所に抑留するようになった。また、漁船船体の帰還もほとんど行われなくなった。

●1960年の李承晩政権崩壊で日本の漁業者は状況が好転することを期待した。たしかに、1960年代になると、長い人で3年半を越えたという1950年代のような長期の抑留はなくなり、拿捕された日本漁船も多くが返還された。しかし、1965年に日韓国交正常化を実現する朴正熙政権の下でも、かけひきの材料として、また漁業協定締結を見据えた措置として、日本漁船拿捕は依然として続いた。

李承晩ライン宣言後の竹島において1953年、そして1954年にも韓国官憲による海上保安庁巡視船への銃撃・砲撃事件が起きているが、それらも含め竹島周辺で死傷者は出ていない。日本漁船の乗組員が銃撃されて死傷者が発生した事件は、済州島周辺から対馬、および韓国の東岸を主漁場とする漁船が拿捕された際におきた(『日韓漁業対策運動史』(日韓漁業協議会 1968年)の「日韓漁業対策関係年表」)。

日韓国交正常化に向け、1951年10月の予備会談から始まった交渉が日韓会談である。日韓会談では漁業問題のほか、旧条約の効力、請求権、在日韓国人の地位、文化財返還など双方の主張が大きく異なる懸案が多数あったため、交渉は長期に及んだ。

1965年、日韓基本関係条約が締結され（6月署名・12月批准書交換）国交が正常化されたが、竹島問題の解決は実現しなかった。

日韓会談における竹島

竹島問題が討議されたのは請求権問題に進展が見えた1962年以後のこと。

1962年3月の外相会談で日本が竹島問題を国際司法裁判所に提訴し、韓国が応訴することを要求。この時に小坂外相は「懸案事項が解決しても領土問題が解決しなければ、国交正常化は無意味だ」と述べた。

同年秋にも同様の提案を行ったが、韓国は、竹島問題は「日韓会談の議題ではない」「国交正常化後に解決すべし」として日本の提案を拒否。

この後も竹島問題は議題に上がるが、解決されることはなかった。

日韓条約での竹島

日本政府は、竹島問題について国交正常化交渉中での解決を断念し、紛争の解決方法を取り決める方針に転換した。

紛争解決交換公文の日本案には、「紛争」は竹島問題を指すと明記していたが、韓国が反対したため、結局「竹島問題」の表記は消えた。

日韓条約を審議した韓国国会で韓国政府は、交換公文に竹島問題の文言がないことを理由に、交換公文の「両国間の紛争」は竹島問題を含まないと答弁した。

しかし、交換公文は竹島問題解決のために作成されたのであって、「両国間の紛争」は、竹島問題を含まないという他の合意がない限り竹島問題を含むことは明らかである。



1966. 6. 23
島根新聞

■日韓諸条約

- 基本関係条約
- 漁業協定
- 請求権、経済協力協定
- 在日韓国人の法的地位協定
- 文化財・文化協定
- 紛争解決交換公文

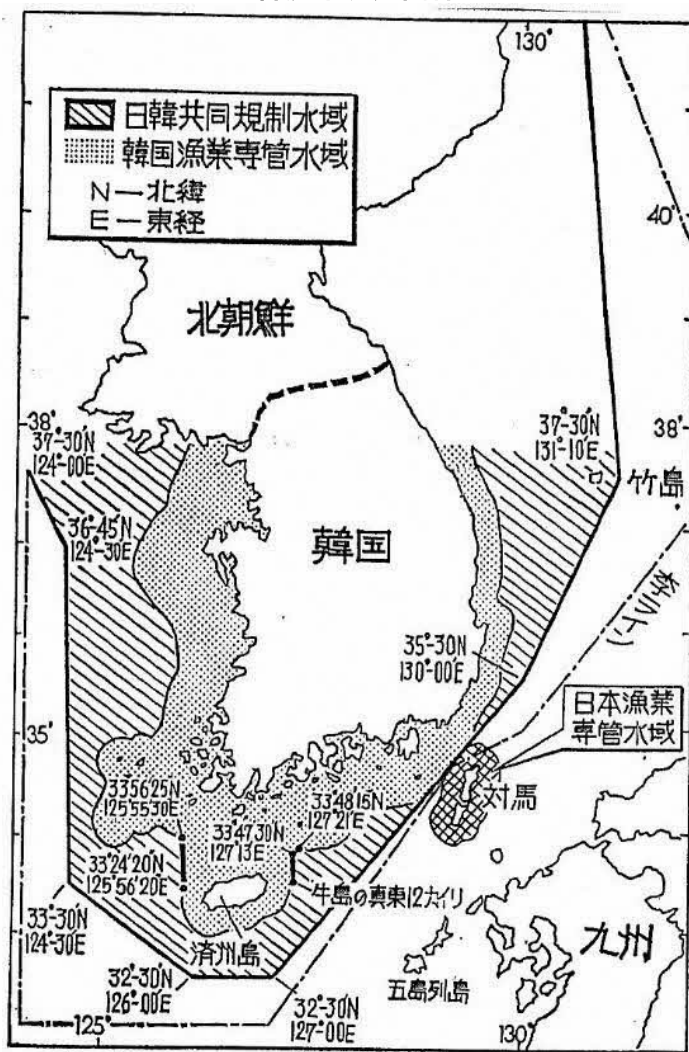
「両国政府は、…、両国間の紛争はまず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続きに従い調停によって解決を図るものとする。」

1965年の日韓国交正常化時に「日本と大韓民国との間の漁業に関する協定（日韓漁業協定）」が締結された。

同協定では、日本漁船の操業に脅威を持つ韓国の不安を鎮め、李承晩ライン水域内での日本漁船の操業を実現させるため、韓国の主張を容れて、距岸12カイリまでの漁業専管水域を認め、さらにその外側に共同規制水域が設けられた。

「請求権・経済協力協定」による韓国漁業発展のための日本からの経済協力は漁業問題解決のための切り札だった。このように日韓漁業協定は、日本が韓国に配慮したうえで締結されたものである。

日韓漁業協定関係図



日韓漁業協定の内容

1. 自国の沿岸から12カイリ（約22km）までを「漁業専管水域」として設定。
2. 韓国の漁業専管水域の外側に「共同規制水域」を設定。
3. 漁業専管水域の外側の取締りは漁船の属する国のみが行う。（旗国主義）

●漁業専管水域とは

漁業に関して沿岸国が排他的管轄権を持つ水域。

●共同規制水域とは

漁業資源の保護のために暫定的な漁業規制が行われる水域。
この水域では、以西底曳網漁業、旋網漁業、サバ釣り漁業、韓国東岸の機船底曳網漁業について、日本の出漁隻数や日韓双方の年間総漁獲基準量をはじめとする規制が定められた。

韓国が求める日本漁船が操業できない水域は、李ライン内の広大な水域から韓国漁業専管水域まで大幅に縮小した。

「請求権・経済協力協定」による日本からの経済協力

1965. 6. 23 朝日新聞

李ラインの撤廃によって日本漁業に圧倒されてしまうという韓国漁民の不安をやわらげ交渉の促進を図るため、多くの経済協力資金が漁業・水産関係に割り当てられた。

- ・無償供与 3億米ドル

（9.1%の2717万米ドルを水産部門に投下。うち44%を漁船の近代化に使用）

- ・有償供与 2億米ドル

- ・民間信用供与 3億米ドル以上（うち漁業協力資金9000万米ドル）

（出典：『請求権資金白書』（韓国経済企画院）・『現代韓国水産史』（社団法人水友会））

1965年6月に締結された日韓漁業協定により日本漁船拿捕は終結し、12カイリ漁業専管水域と共同規制水域が設定された。1960年代になると漁業管轄権が国際的に容認されたことが背景にあった。世界の海で操業していた日本にとって漁業管轄権は不利益であったが、日本は韓国との協定ではじめて認めた。

しかし、1970年代に入ると200カイリ時代が到来し、世界の漁業や水産業が激変していく。日本周辺海域においてもソ連が1977年に200カイリ漁業水域を設定したため、日本はその対応を迫られ、領海12カイリ・漁業水域200カイリの設定を急遽行ったのである。

1977年2月5日の参議院本会議

福田赳夫首相が、当時世界で設定が進みつつあった領海12カイリ・200カイリ漁業水域についての日本政府の対応を問われて、竹島は「わが国の固有の領土でありますので、その固有の領土であるという前提に立って12海里ということが設定される」と答弁した。

この発言に韓国は反発し、竹島問題に関して日本を非難する世論も高まった。

韓国の反発の背景

1960年代後半からの日本海における日本漁業（イカ釣り漁業、アジ・サバなどの回遊魚を対象とした旋網漁業など）が発展し、韓国も1970年代になると鬱陵島と竹島周辺での漁業資源調査に乗り出していた。竹島問題と漁業問題が結合しつつあった。

島根県の対応

200カイリ時代を迎え、韓国が竹島を基点に漁業水域を設定した場合、日本漁船の好漁場が失われることが懸念されたため、県・県議会・市町村・水産業団体で構成する「島根県竹島問題解決促進協議会」が1977年4月27日に設立された。

海洋二法（1977年3月19日成立）

- ・領海法（沿岸12カイリで設定）
- ・漁業水域暫定措置法（沿岸200カイリで設定）

漁業水域の具体的な線引きは政令に委ねられ、同年7月1日に施行された線引きでは、韓国、中国が当時200カイリ漁業水域をまだ実施していなかったこと、両国との漁業関係は既存の協定等で規律されていたことから、日本海南半～東シナ海方面には漁業水域を設定しなかった（日本海北半等に設定した漁業水域においても両国民は200カイリ規制の対象から除外した）。

海洋二法 来月1日施行

わが国の200カイリ漁業水域

北緯35度の線と12%の交点
A点—A点から北緯35度の線と12%の交点
B点—A点から北緯35度の線と12%の交点から東経140度50分経度線までの線との最初の交点
C点—B点から他の12%の線との交点
D点—C点から東経140度50分経度線までの線との最初の交点
E点—D点から他の12%の線との交点
F点—E点から東経140度50分経度線までの線との最初の交点
G点—F点から他の12%の線との交点

200カイリ線引き政令決定

四島ソ連占有実質受け入れ

政府は四島の領土... 領土である竹島... 領土である竹島... 領土である竹島... 領土である竹島...

わが国の領土である竹島... 領土である竹島... 領土である竹島... 領土である竹島...

1977. 6. 15 読売新聞

韓国政府にとっては不都合な事態

1978年、1951年分の米国外交文書が公開され、サンフランシスコ平和条約の起草過程で韓国が竹島領有を求め米国が竹島は日本領だとして拒否した経緯が明らかになった。この米外交文書は、1978年4月30日の『読売新聞』東京本社版の記事「講和条約、緊迫の舞台裏」で報道された。

この1978年4月30日は、韓国が前年12月31日公布の領海法で定めた領海12カイリを暫定実施した日でもある。そしてその後同年5月9日に韓国は領海12カイリを竹島に適用して日本漁船を排除した。

判明した事実

- ・ 1949年11月14日、シーボルト駐日政治顧問が、竹島が日本領であることにつき米 국무省の注意を喚起した。
- ・ 1951年7月、韓国が米国に対し平和条約草案を修正して竹島を韓国領とするよう申し入れ、同年8月、米国が拒否した（ラスク国務次官補の書簡）等の事実が判明。



米国国務省が刊行した外交文書集 *Foreign Relations of the United States (FRUS)* 各年版による。（翻訳・紹介「サンフランシスコ条約と竹島」『レファレンス』389号、国立国会図書館、1983）

判明した事実

- ・ 1949年12月29日国務省草案の注釈書（1950年7月）の説明：竹島（リアンクール岩）——日本海中ほぼ日本と朝鮮の等距離にある二個の無人の小島である竹島は、1905年に日本により正式に、朝鮮の抗議を受けることなく領土主張がなされ、島根県隠岐支庁の管轄下に置かれた。…
- ・ 1951年7月19日の韓国の条約草案修正要求後米国国務省内のメモ：ワシントン中探したがドク島とパラン島を特定できなかった。韓国大使館にも聞いたが、ドク島は鬱陵島または竹島の近くであろう、パラン島もそうかもしれない、とのことであった。



米外交文書集 *FRUS* および米国立公文書館所蔵の国務省文書による。（翻訳・紹介「平和条約と竹島（再論）」『レファレンス』518号、国立国会図書館、1994）

こうして、サンフランシスコ平和条約で竹島が日本領に残された事実は、広く紹介され、日本の竹島領有の根拠の一つになっている。

サンフランシスコ平和条約発効後

竹島は日本領という認識が継続

① 在韓米国大使館発韓国外務部宛口上書（1952. 12. 4）

竹島の「領有に関する米国政府の認識は、1951年8月10日付けディーン・ラスク国務次官補発駐米韓国大使宛書簡に表明されているとおりである。」

② 在東京英国大使館発英国外務省宛報告（1953. 7. 15）

「我々が共同署名国となっている平和条約第2条において、竹島は間違いなく日本の領土の一部を形成しているということである。」

③ ヴァン・フリート特命報告書（1954. 9. 30）

「対日講和条約が起草されているとき、大韓民国は、独島への権利を主張したが、米国は、それらは日本の主権下にとどまり、当該島は、平和条約の下で日本が領有権を放棄する諸島には含まれないと結論付けた。」

「米国は、当該諸島が日本の領土であると考えているものの、我々は当該紛争に立ち入らないこととしてきた。我々の立場は、本件を国際司法裁判所に付託するのが適当であるというものであり、この提案を韓国に非公式に行った。」

1965年に日韓の国交は正常化されたが、日本の再三の抗議にもかかわらず韓国による竹島の不法占拠は継続した。1970年代になると、韓国は鬱陵島と竹島を拠点とする漁場開発に着手した。

そして、領海12カイリが世界のすう勢となる中、1978年4月に韓国は領海12カイリを暫定実施した。そして同年5月、島根・鳥取両県を主とするイカ釣り漁船数十隻が竹島近海から締め出されたのである。

韓国の動き

①1970年

慶尚北道知事の「独島総合開発計画」への支援要請に対応して韓国水産庁が鬱陵島と竹島で試験操業実施。

②1972年

韓国水産庁が慶尚北道を支援して「独島漁港施設建設のための現地調査」実施。東西両島の間の防波堤建設は自然条件の厳しさから困難と判断。

③1973年

韓国水産庁は現地調査の結果「東海漁業開発計画」を作成。計画の目的に「独島に対する韓国領土としての既定事実化基礎構築」があり、実施にあたっての問題点の一つとして「日本の独島領有主張と大型船による大挙操業」があった。

④1978年4月30日

韓国、領海12カイリを暫定実施。

⑤同年5月9日

竹島近海にいた日本漁船に退去命令。韓国警備艇の命令により、島根・鳥取両県をはじめとする数十隻のイカ釣り漁船は退避せざるをえず。

—この時の状況を目撃した松江在住の元漁船員は、竹島の近くは湧昇流があってイカが多くいて、夜間だけでなく昼間でも操業できたため、漁船が多く集まっていたと証言。

1977年の韓国の竹島問題での対日強硬姿勢

— 福田首相発言（1977.2.5）への反発 —

- ・2月に日本の報道機関の飛行機が竹島上空を飛行したことについて、日本政府に抗議。
- ・3月19日の韓国国会で農水産部長官が「さまざまな漁業支援施設をはじめとして安保面での施設拡充に関しては今後関係部署と協調して必要な措置をとる」と発言。
- ・10月に韓国紙が韓国漁民の一家3名が独島に移住し住民登録も済まずと報道。
- ・韓国の竹島問題研究でも、1977年以降研究論文は増加。1977年10月には国史編纂委員会主管の「鬱陵島独島学術調査団」が派遣される（1977年10月25日付『京郷新聞』）。



1978. 5. 11
山陰中央新報

1965（昭和40）年までの東シナ海を主舞台とした李承晩ライン問題、1960年代後半から発展した日本海でのイカ釣り漁業やカニ籠漁への従事、そして1978（昭和53）年の竹島近海からの日本漁船排除、これらの過程で、島根県の漁業者は韓国と向かい合ってきた。1970年代後半から激化した日本海における日韓の紛争については、1999（平成11）年発効の新日韓漁業協定で島根県沿岸での韓国漁船の操業をやめさせることができた。

しかし、暫定水域にある好漁場をめぐる問題は未解決である。なお、島根県の漁船も出漁実績がある大和堆では、現在北朝鮮や中国の漁船の操業問題が報道される。

▲1965（昭和40）年頃まで

島根半島の片江地区（現松江市美保関町）は機船底曳網漁業発祥の地であり、戦前から島根県出身者は下関や浜田などに移住して東シナ海・黄海や日本海での底曳網漁業に従事し、その発展に貢献した。そのため韓国による拿捕の被害者になった人たちもいた。また、岡見（現浜田市三隅町）の延縄漁業者にも拿捕された人たちがいた。

▼1960年代後半以降

以西底曳網漁業は1960年代後半から不振に陥り、下関などを根拠地としていた島根県出身者の中には、境港などを根拠地とするイカ釣り漁業に転身する人たちがいた。イカ釣り漁業では竹島近海は好漁場だった。こうして島根県の漁業者はふたたび韓国と向かい合うことになった。



1954年、15歳の時に長崎県・対馬西方で操業中に韓国に拿捕された小川岩男さんが、劣悪な環境の收容所などでの体験を証言

『領土問題、私はこう考える！』
(集英社、2012年)

松江市の片江地区で聞取り

我々は竹島を当然日本のものと思っていた。境港から出た多数のイカ釣り船は昼間でも竹島を取り囲むような形で操業していた。……韓国側にとやかく言われたことはない。韓国の漁船もその頃は見なかった。鬱陵島まで行くと韓国船がいた。……

出雲市地合地区で聞取り

竹島の近くにはイカがそろそろいた。はじめは島根県の船だけだったが、鳥取県から九州までの各地からの船も集まるようになった。昭和45(1970)、46(1971)年頃からは漁獲も悪くなり、もつとイカのいる大和堆に漁場を移す船もあった。その頃から韓国のイカ釣り船も出て来た。……

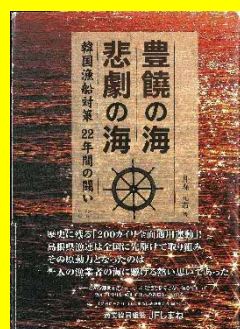
出典：藤井賢二『竹島問題の起原—戦後日韓海洋紛争史—』（ミネルヴァ書房、2018年）

韓国が竹島近海から日本漁船を排除

1977（昭和52）年、米国やソ連など多くの国が200カイリを漁業水域とする体制に突入。

1978（昭和53）年4月30日、韓国は領海12カイリを暫定実施して、竹島にも適用、周辺で操業中の日本漁船に退去命令を出した。島根、鳥取の約100隻の漁船は自主的に退避。

同年、韓国船が島根県の沖合に大挙押寄せる。これ以降、日本漁船とのトラブルが頻発し、日本の漁具破壊や乱獲による資源の枯渇が進む。



大田市和江漁協組合長だった月森氏が韓国漁船による被害を訴え闘った、その運動史。新日韓漁業協定では竹島問題を封印して日本の漁業者救済を急がねばならなかった現実が生々しく記録されている。

一方で、月森氏は「日本海で共に働く仲間だから」と韓国漁業者への配慮も忘れなかった…

月森元市『豊饒の海 悲劇の海—韓国漁船対策22年間の闘い』
(漁業協同組合JFしまね、2009年)



1978年12月、山陰沖漁業対策協議会、山陰沖漁業対策国会議員連盟発足。島根県と鳥取県の竹島問題での共闘はこの時が最初。

しかし、日韓定期閣僚会議などを通じた韓国政府への働きかけは効果なく、竹島近海での日本漁船の操業は現在も行われず。一方、沿岸近くの韓国漁船操業問題については、1999年発効の新日韓漁業協定で解決することができた。

韓国の漁業能力の向上や200カイリ時代到来による北洋漁場からの締め出しといった状況を背景に、1970年代後半から韓国漁船が日本の沿岸近くにまで進出するようになる。

韓国漁業者は、操業禁止区域や操業禁止期間を設けるなどの日本が行う資源保護の取り組みに理解を示さず、また漁場競合や漁具損傷などを引き起こし、日本の漁業者は韓国漁船と多くのトラブルを抱えることとなった。

また、1965年の日韓漁業協定（旧協定）の「旗国主義」の原則により、日本は漁業専管水域の外の韓国漁船の取り締まりが十分できなかった。

その結果、沿岸国が天然資源の管理に対する主権的な権利などを持つ排他的経済水域（EEZ）を設定して外国漁船を排除しようとする声が日本の漁業者の間で次第に高まっていった。

締結までの経緯

1994年11月「国連海洋法条約」が発効

1996年1月韓国が、1996年6月日本がそれぞれ条約を批准。

日韓両国が海洋法条約の締約国となり、EEZを設定するとともに、同水域内の資源管理を行う責任を負ったことから、新たな協定を締結するために二国間で交渉が行われることとなった。1996年の首脳会議では漁業問題早期解決のため竹島問題とは切り離して協議することに合意した。

1996年5月 日韓漁業実務者協議が開始

日本海におけるEEZの境界画定の協議が難航した。

まず、韓国側は両国間におけるEEZの境界画定を行ってから漁業協定を締結すべきであると主張。

日本側は、境界画定には時間を要する一方、漁業の問題は急を要すとの考えから、漁業協定は境界画定と分離して早期に解決すべきであると主張。

→ **協議の進展なし**

その後数回の交渉が行われたが、日韓で共同管理する暫定水域を設けることでは一致したものの、暫定水域の範囲などについて双方の溝が埋まらず。

1998年1月23日 日本が1965年の漁業協定の1年後の終了を通告

難航した交渉の進展を図る新たな契機として、日本は韓国に対し65年協定の終了通告を行った。韓国側はこれに反発し、北海道近海などで行っていた操業自主規制を無期限に中断。日本側もこれに反発したことから、交渉は中断することとなった。

1998年4月 交渉の再開

日韓首脳会議において、交渉の再開が合意された。

1. 暫定水域の設定
2. 暫定水域の東西端の決定
3. EEZ相互入会措置の導入
(漁獲量割当の上限設定)

1998年9月25日 基本合意

金大中韓国大統領の訪日を控え精力的な交渉が行われ、**基本合意**に達した。この後11月28日に鹿児島で両国外相が新協定に署名した。

国会承認：日本 12月11日、韓国 翌年1月6日

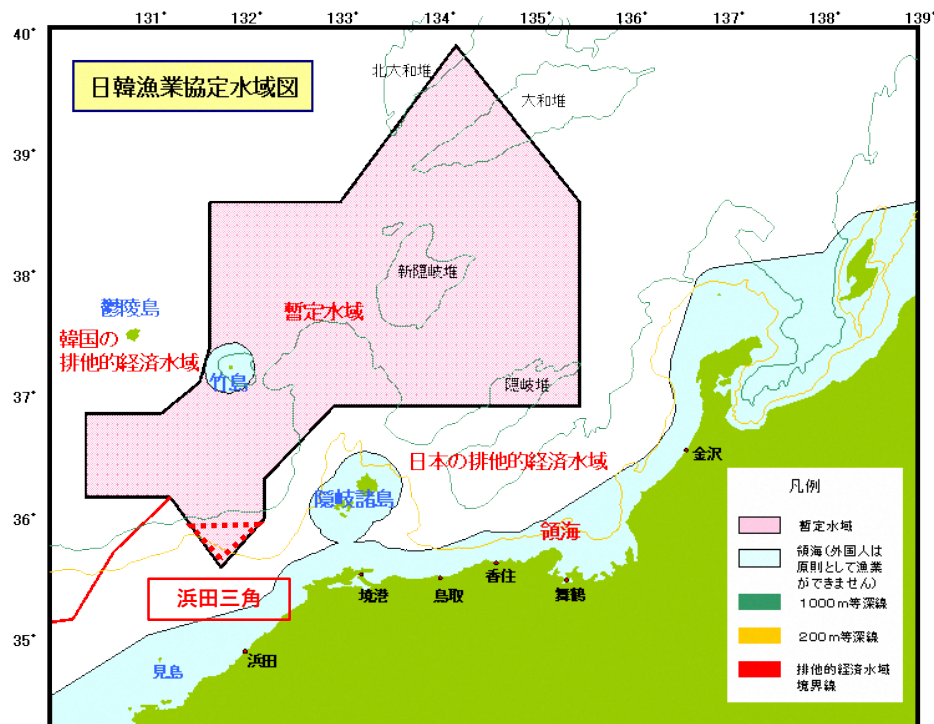
1999年1月22日 新漁業協定の発効

協定は発効したものの、韓国のズワイガニ漁の扱い（底刺し網漁とかご漁）を巡って意見が対立し双方のEEZ内での操業は行えなかった。その後ギリギリの交渉により同年2月5日に合意し、同年2月22日から操業が可能となった。

協定の内容

署名：1998. 11. 28、発効：1999. 1. 22

1. 自国の排他的経済水域（EEZ）内での操業の許可（相互入会措置）。
※自国の国内法令に従い、相手国漁船に対する許可・取締を行う。
2. EEZの境界が画定できなかった水域について「暫定水域」の設定。
3. 日韓漁業共同委員会の設置。以下の事項について協議、勧告を行う。
 - ・ EEZ内の操業条件
 - ・ 操業秩序の維持
 - ・ 海洋生物資源の実態
 - ・ 両国間の漁業の分野における協力
 - ・ 暫定水域の海洋生物資源の保存及び管理



※鳥取県ホームページ掲載の『日韓漁業協定水域図』に「浜田三角」の表記を追加した。

暫定水域とは

竹島問題等により両国のEEZが決まらないため暫定的に設けられ、両国ともに漁を行うことができる水域。

EEZの規定が適用されず、他方の国民及び漁船に対して漁業に関する自国の関係法令を適用できない。（旗国主義）

また、海洋生物資源の保存及び漁業種類別の漁船の最高隻数を含む適正な管理に必要な措置を、自国の国民及び漁船にとることとされている。

排他的経済水域（EEZ）とは

領海の外側に、領海の基線から200カイリを超えない範囲内で設定が認められている。相対国又は隣接国の間におけるEEZの境界画定は、衡平な解決を達成するために国際法に基づいて合意により行う。

沿岸国には、以下の権利、管轄権等が認められている。

- ・ 天然資源の探査、開発、保存及び管理等のための主権的権利（海底及びその下も含む）
- ・ 人工島、施設及び構築物の設置及び利用、海洋環境の保護及び保全、海洋の科学的調査等に関する管轄権

協定締結後の漁業

新日韓漁業協定に対する山陰の漁業者の不満は強い。

1. 日本海の広大な水域が暫定水域となった
2. 好漁場である大和堆の4割、浜田三角が暫定水域に含まれた
3. 暫定水域は両国が共同管理する水域であるにもかかわらずカニ漁において休漁期のほとんどない韓国漁船の漁具が終始置かれ、日本の漁船の操業が難しい
4. 暫定水域内での韓国漁船による乱獲により漁業資源の枯渇が懸念される
5. 韓国漁船による日本の排他的経済水域（EEZ）内での不法操業が後を絶たない

等の実態があり、その改善は思うように進んでいない。

韓国漁船によって違法に敷設された密漁漁具の押収状況（水産庁）



押収漁具の保管状況



海中から引き揚げられたハングル文字入りの浮標

日韓漁業共同委員会での交渉の状況

委員会の役割は、二つの項目について毎年度協議を行い、両国に勧告または決定通知することである。

【EEZ内】具体的な操業条件（漁獲割当量等）、漁業の秩序維持、漁業協力

【暫定水域内】漁業資源の保存管理措置

2015年の交渉までは両国で折り合いをつけながら翌年の漁期における操業ルール等を決定することができたが、2016年漁期（7/1～翌年6/30）のEEZ相互入会漁継続については合意に至らず、現在も交渉が決裂したままとなっている。

その結果、2016年7月1日以降、日韓双方とも相手側EEZ内での操業はできなくなっている。（この現状については、本県漁業者にとってプラスに働いている面もある。）

これは、日本側EEZにおいて、韓国の違法操業の根絶に向けた施策の不徹底や韓国漁船による密漁漁具の放置など漁業協定の内容を守っていないことに端を発した問題である。島根県では政府に対し「日韓漁業協定の実効確保と監視取締り体制の充実強化等」を毎年度要望しているが、交渉の中断から6年が経過しても新たな動きを見ることができない。

新日韓漁業協定は山陰の漁業者にとって不満な内容となった。暫定水域の中の好漁場で、日本漁船は自由に操業することはできない。また日本側EEZ内での韓国漁船の違法操業に悩まされている。

2005年に島根県議会が「竹島の日」条例を制定した時、「竹島の帰属が確定しないことにより、山陰沖を中心に設けざるを得なくなった広大な暫定水域は、事実上韓国漁船が独占する海域となり、本県を初め我が国の漁船はほとんど立ち入ることが不可能である状況を見るとき、その損害ははかり知れないものがあります。」と提案理由が説明された。

こうした状況を一日でも早く改善するためにも、竹島の領土権確立に向け、声を上げ続ける必要がある。